

# 別紙 サービス利用料金表（令和8年6月1日改定）

## 1 一般型特定施設入居者生活介護費（報酬告示関係1単位：10円）

### ① 利用者の要介護度に応じた基本サービス費

|      |                   |
|------|-------------------|
| 要支援1 | 183単位／日（1,830円／日） |
| 要支援2 | 313単位／日（3,130円／日） |
| 要介護1 | 542単位／日（5,420円／日） |
| 要介護2 | 609単位／日（6,090円／日） |
| 要介護3 | 679単位／日（6,790円／日） |
| 要介護4 | 744単位／日（7,440円／日） |
| 要介護5 | 813単位／日（8,130円／日） |

### ② 利用者の状態に応じたサービス提供や特定施設の体制に対する加減算

|                                               |                      |
|-----------------------------------------------|----------------------|
| 看護・介護職員の人員不足                                  | 介護報酬×70／100          |
| 身体拘束廃止未実施減算                                   | 介護報酬－10／100          |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算                                | 介護報酬－1／100           |
| 業務継続計画未策定減算                                   | 介護報酬－3／100           |
| 入居継続支援加算（Ⅰ）                                   | 36単位／日（360円／日）       |
| 入居継続支援加算（Ⅱ）                                   | 22単位／日（220円／日）       |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）                                 | 100単位／月（1,000円／月）    |
| ※3月に1回を限度                                     |                      |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）                                 | 200単位／月（2,000円／月）    |
| ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は＋100単位／月<br>（1,000円／月） |                      |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）                                   | 12単位／日（120円／日）       |
| 個別機能訓練加算（Ⅱ）                                   | 20単位／月（200円／月）       |
| ADL維持等加算（Ⅰ）                                   | 30単位／月（300円／月）       |
| ADL維持等加算（Ⅱ）                                   | 60単位／月（600円／月）       |
| 夜間看護体制加算（Ⅰ）                                   | 18単位／日（180円／日）       |
| 夜間看護体制加算（Ⅱ）                                   | 9単位／日（90円／日）         |
| 若年性認知症入居者受入加算                                 | 120単位／日（1,200円／日）    |
| 協力医療機関連携加算（常時確保）                              | 100単位／月（1,000円／月）    |
| 協力医療機関連携加算                                    | 40単位／月（400円／月）       |
| 口腔・栄養スクリーニング加算                                | 20単位／1回（200円／1回）     |
| ※6月に1回を限度                                     |                      |
| 科学的介護推進体制加算                                   | 40単位／月（400円／月）       |
| 退院・退所時連携加算                                    | 30単位／日（300円／日）       |
| 退居時情報提供加算                                     | 250単位／日（2,500円／日）    |
| 看取り介護加算（Ⅰ）                                    |                      |
| （1）死亡日以前31日以上45日以下                            | 72単位／日（720円／日）       |
| （2）死亡日以前4日以上30日以下                             | 144単位／日（1,440円／日）    |
| （3）死亡日以前2日又は3日                                | 680単位／日（6,800円／日）    |
| （4）死亡日                                        | 1,280単位／日（12,800円／日） |

## 看取り介護加算（Ⅱ）

- （１）死亡日以前３１日以上４５日以下 ５７２単位／日（５,７２０円／日）
- （２）死亡日以前４日以上３０日以下 ６４４単位／日（６,４４０円／日）
- （３）死亡日以前２日又は３日 １,１８０単位／日（１１,８００円／日）
- （４）死亡日 １,７８０単位／日（１７,８００円／日）

認知症専門ケア加算Ⅰ ３単位／日（３０円／日）

認知症専門ケア加算Ⅱ ４単位／日（４０円／日）

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） １０単位／月（１００円／月）

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） ５単位／月（５０円／月）

新興感染症等施設療養費 ２４０単位／日（２,４００円／日）

※１月に１回、連続する５日を限度

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） １００単位／月（１,０００円／月）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） １０単位／月（１００円／月）

## サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ２２単位／日（２２０円／日）

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） １８単位／日（１８０円／日）

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ６単位／日（６０円／日）

## 介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イ 所定単位×１４８／１０００

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ロ 所定単位×１５９／１０００

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ 所定単位×１４２／１０００

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ロ 所定単位×１５３／１０００

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×１３０／１０００

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位×１０８／１０００

## ③ 利用限度額について

特定施設の利用日数（入居日数）により介護報酬が算定されるので限度額はなし。

## ２ その他

- ・世帯及び本人の住民税課税状況に応じたサービス利用料の減免制度があります。
- ・入所者が、まだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

身元引受人

印

本人

印